

令和元年第2回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和元年年8月26日(月) 18時00分 ~ 19時05分
場 所	市役所9階 第2委員会室
出席委員	坂本委員、野村委員、多田委員、舘山委員、鈴木委員、佐藤委員、渡邊委員、遠藤委員、新谷委員
事務局	片原部長、相原次長、長崎課長、澤田課長補佐、青木副主幹、吉田総務係長、五十嵐主事
会議次第	<p>委嘱状交付式</p> <p>1 委嘱状交付</p> <p>運営協議会</p> <p>1 開 会</p> <p>2 国民健康保険運営協議会会長の選任について</p> <p>3 諮 問</p> <p>4 市長挨拶</p> <p>5 報告事項</p> <p> 第1号 第19回定例会以降の市議会の結果について</p> <p> 第2号 平成30年度国民健康保険事業会計決算見込について</p> <p>6 協議事項</p> <p> 第1号 市長からの諮問事項 苫小牧市税条例の一部改正について</p> <p>7 その他</p>

- 長崎課長 定刻となりましたので、苫小牧市国民健康保険運営協議会の開催に先立ちまして、運営協議会会長に就任していただいております柳谷委員より辞任願いが提出されましたことから、新たに委員に就任される渡邊委員に市長から苫小牧市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状を交付いたします。
お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立願います。
(課長が氏名を読み上げ、市長が委嘱状を交付)
- 長崎課長 本日は、岡田委員が所用のため欠席しております。
それでは、ただいまから令和元年第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。
運営協議会会長に就任していただいております柳谷委員の辞任に伴いまして「会長の選任」が必要となります。会長は、国民健康保険法施行令第5条で「公益を代表する委員のうちから選出する」ことになっておりますが、いかがいたしましょうか。
- 野村委員 事務局案があればお願いします。
- 長崎課長 ありがとうございます。では、事務局に一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 委員一同 (委員の承認)
- 長崎課長 それでは、事務局案といたしまして、会長には苫小牧市社会福祉協議会会長である渡邊敏明様を推薦いたします。いかがでしょうか。
- 委員一同 (委員の承認)
- 長崎課長 皆さまの御承認をいただきましたので、会長を渡邊委員にお願いしたいと思っております。それでは、渡邊会長から就任の挨拶をお願いいたします。
- 渡邊会長 どうも皆さんこんばんは。
ただいま、会長という要職に皆様委員の方々からご賛同をいただき、大変光栄に思います。どうぞよろしく申し上げます。苫小牧社会福祉協議会で会長をしております。またいろいろお世話になりますがよろしく願いいたします。
国保会計平成30年度から広域化に伴い、都道府県によっては保険料の統一化という動きもあるようなことを聞いております。そういった意味から国民健康保険の協議会を取り巻く環境は様々変わっていきますので、役割も責任も大きくなっていくなど、こんな気持ちでおります。そうした議論を委員の皆様方とともにこの協議会で一緒にやらさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

長崎課長 渡邊会長ありがとうございました。
本運営協議会に対し諮問がありますので、渡邊会長に諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

岩倉市長 苫小牧市税条例の一部改正について諮問させていただきます。このことについて、国民健康保険法第11条に基づき、貴会の意見を求めますので、よろしく御協議をお願いいたします。

長崎課長 市長よりご挨拶申し上げます。

岩倉市長 開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。
まず初めにそれぞれにご多忙の中ご出席いただき心から御礼申し上げます。
さて、国民健康保険事業でございますが、昨年の運営協議会のお諮りいただきました11年ぶりの改正となる新税率が本年4月よりスタートしております。また、本年1月より新総合行政システムが稼働し、保険証や帳票類など新システムから発行したものを被保険者のみなさまへお届けしております。

これまでのところ、税率改正、新システムによる大きな混乱はございませんが、まだ運用数カ月でございますので今後も日々の確認作業をしっかりと行い、遺漏のないよう業務に当たってまいります。本市の国保をとりまく状況でございますが、高齢化による後期高齢者移行者の増加に伴い、被保険者数は減少傾向であり、約6割が60歳以上という状況にあります。このことから、今後はこれまで以上に、健康寿命の延伸のため予防が重要になると考えております。今年度は「みんなで健幸大作戦」を展開し、町ぐるみで健康づくりの強化を図っているところでございます。健診受診率を増加し、早期発見・治療・重症化予防につなげてまいりたいと考えております。

本日は、先ほど諮問させていただきました「苫小牧市税条例の一部改正」や「平成30年度の決算報告」などについて、御審議いただきます。詳細は、後ほど担当から説明させますが、委員の皆様から数多くの御意見、御提言を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様の御健勝を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

長崎課長 市長は、次の用務のためここで退席いたします。
それでは、以後の議事進行を渡邊会長をお願いいたします。

渡邊会長 報告事項第1号「第19回定例会以降の市議会の結果について」事務局より報告願います。

片原部長

報告第1号、第19回定例会以降の市議会の結果について御説明いたします。

前回の運営協議会以後に開催された市議会の内容でございますが、平成31年2月22日から3月15日まで開催された第19回定例会では、国保に関する議案として、本年2月の運営協議会で御承認をいただいた「平成30年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算案」、「平成31年度苫小牧市国民健康保険事業特別会計予算案」を提出し、全て可決されております。このうち、平成31年度予算案については、予算審査特別委員会において審議され、8人の委員から保健事業の取組などについて御質問をいただきましたので、その主な内容を御紹介いたします。

初めに、被保険者数減少による保険税収減への対応についてでございますが、1点目に保険給付費を抑制し歳出を抑えること、2点目に収納率向上や保険者努力支援制度等の歳入確保が重要であり、収支の均衡が取れない場合は基金を取り崩して対応することをお答えしております。また、今後の基金のあり方については、共同保険者である北海道から示される基準等をもとに基金の適正な管理に努めていきたいとお答えしております。

次に医療費適正化や保健事業の取組でございますが、第2期データヘルス計画に掲げる保健事業やレセプト二次点検について御質問がありました。加入者の更なる健康保持・増進のため、令和元年度に新たに取組むセルフストレスチェックや特定健診・特定保健指導の実施体制の見直し、国保の都道府県単位化に伴うレセプト二次点検の国保連合会への委託についてお答えしております。

次に、5月20日から22日まで開催されておりました第1回臨時会では、国保に関して、地方税法の改正に伴う「苫小牧市税条例の一部を改正する条例」の専決処分を報告し、承認されております。この内容は、低所得世帯に対する保険税軽減のうち5割及び2割の軽減対象となる所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものです。

最後に、6月20日から28日に開催された第2回定例会では、国保に関する案件はございませんでした。

第19回定例会以降の市議会の結果については、以上でございます。

渡邊会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

渡邊会長

記載されている項目についてはわかりましたが、口頭の説明のみだと中身がよくわからない部分がありました。もっと意見を出してもらおうと思うと、事務局で作成する資料を工夫できませんか？議会の雰囲気をもっと伝わると良いと思います。

長崎課長

ご指摘された件につきましては、次回以降の資料作成の参考にしたいと思います。

渡邊会長

委員の皆様からはご質問はございませんか。
なければ、次の議題に参ります。

渡邊会長

続きまして、報告事項第2号「平成30年度 国民健康保険事業会計決算について」事務局から報告願います。

報告事項第2号、平成30年度国民健康保険事業会計決算について御報告いたします。
議案書の3ページと4ページに平成30年度決算の概況と被保険者の加入状況、保険給付費等の推移について、グラフを掲載しております。また、別冊の「平成30年度決算状況等について」という資料で、歳入・歳出それぞれの総括表と各項目の説明、本市の平成30年度における医療費の適正化や収納率向上の取組について掲載させていただいておりますので、これらの資料により説明させていただきます。

それでは、議案書の3ページをお開きください。

平成30年度国民健康保険事業会計決算は、歳入総額168億9,057万7千円、歳出総額167億4,572万3千円で、歳入歳出差引額1億4,485万4千円を翌年度に繰り越しております。この繰越金につきましては、9月の議会に補正予算を提出し、全額を基金に積み立てる予定でございます。今決算は、収支上、1億4,485万4千円の黒字となりましたが、歳入では、国・道支出金に、精算により翌年度に返還しなければならない額、約880万円が含まれている中での黒字であるため、実質的な収支としては約1億3,600万円の黒字と捉えております。

次に議案書の4ページをお開きください。

4つのグラフを掲載しておりますが、左上のグラフが、国保の加入状況の推移でございます。このグラフは年度平均での世帯数、被保険者数の推移を示しておりますが、平成23年度をピークに世帯数、被保険者数ともに減少しております。今年度に入っても減少傾向は変わらず、7月末現在で被保険者数が32,828人、世帯数が22,382世帯となっております。加入者の年齢構成などを勘案しますと、今後も後期加入による被保険者数の減少が続くものと考えております。

次に、右上のグラフが、国保税の現年度調定額と収納率の推移でございます。調定額についても、加入者の減少や世帯所得の低迷、法改正による低所得者世帯に対する保険税軽減制度が拡充されたことなどの影響を受け、減少傾向にあります。

下段の表でございますが、左が保険給付費、右が都道府県化による北海道への納付金の推移となっております。左下の保険給付費につきましては、被保険者数の減少等により総額は減少しているものの、加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い1人当たり給付費は増加傾向にあります。

次に右下の納付金でございますが、これらの納付額は、平成30年度以降の国民健康保険事業費納付金の推移を示しています。後期高齢者支援金分、介護納付金分が減少しているため納付金の総額は減少していますが、被保険者数の減少に伴い1人当りの負担額は年々増加傾向にあります。

続きまして、歳入歳出の各項目について御説明いたします。

別冊資料1「平成30年度決算状況等について」の1ページ上段に歳入の総括表を掲載しておりますが、この中で予算現額Aと決算額Bとを比較した差引B-Aの大きな項目について説明させていただきます。

1ページ、1 国民健康保険税は、予算に対し収納率が向上したことにより、1億1,377万5千円の増となりました。

2ページを御覧ください。

中段に過去5年間の収納率推移を表にしておりますが、平成30年度の列、表の下段、総計の欄で、現年課税分が94.37%、滞納繰越分が27.94%、合計が80.53%となり、昨年度よりも高い収納率を確保することができました。今後も収納率向上に向け、地道な取組を継続してまいりたいと考えております。

3ページを御覧ください。

3 道支出金は、予算に対して、3億5,867万7千円の減となりました。これは歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である普通交付金が減となったものです。先程も触れましたが、このうち特定健診の交付金については概算で交付されているため、実績に基づく精算により、約880万円を令和元年度中に返還する予定となっております。

5 繰入金は、予算に対して1,353万6千円の減となりました。その内訳としましては一般会計繰入金金の減でございますが、職員給与や事務費に対して繰入されているものが歳出額の減少に伴い減額となったものです。

次に歳出でございます。5ページを御覧ください。

上段に歳出の総括表を掲載しておりますが、歳入と同様、予算現額と決算額とを比較した不用額の大きな項目について御説明いたします。

2 保険給付費は、予算に対して3億5,159万2千円の減となりました。一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費等が、見込んでいた件数より減少したことにより執行残となったものでございます。

続きまして6ページを御覧ください。

5 保健事業費は、予算に対して2,272万円の減となりましたが、これは主に特定健康診査委託料等の執行残でございます。

歳出の主な要因については以上となります。

次に、7ページを御覧ください。

過去の収支状況と、平成22年度に設立した基金の残高の推移を表にしております。平成22年度以降の8年間の推移を見ますと、保険税収の減少と、保険給付費や制度納付金などの歳出の増加に伴い、収支が悪化の傾向にありましたが、平成27年度から収支が大幅に改善されております。基金残高につきましては、平成30年度末で9億6,721万3千円となっております。令和元年度はここから道支出金の返還金や収支不足に充てますが、平成30年度の決算剰余金を積み立てることになりますので、年度末基金残高は、基金設立以来最も多くなる見込みでございます。

最終の8ページに本市の平成30年度における新たな取組みと医療費適正化・保健事業、収納率向上についての主な取組内容を記載しております。

これら取組を今後も継続して実施し、国民健康保険事業会計の健全化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

渡邊会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

新谷委員 苦小牧市の現年度収納率については、他都市と比べてどうなのでしょう？
また、返還金として特定健診で約880万円ほど返還されるということなんですけども、特定健診対象者が未受診だという理解でよろしいでしょうか？

青木副主幹 収納率に関する質問にお答えさせていただきます。平成30年度の収納率に関しまして、他都市の情報が全て出揃っていないので、平成29年度の情報として紹介いたします。平成29年度における主要10都市の収納率について現年度収納率が4位、滞納分につきましては1位であり、全体で5位という結果となっております。現年度収納率の1位は江別市で96.76%、2位が室蘭市で95.41%、3位が小樽市で95.24%となっております。

長崎課長 補足させていただきます。主要10都市とは主に人口10万人以上の主要10市の比較になります。
返還金に関する質問にお答えさせていただきます。特定健診の返還金約880万円につきましては委員の仰るようにもともと受診率が目標値よりも少ない受診率であったことから、使わなかった分を返還するという事になっております。

新谷委員 特定健診の返還金についてはわかりました。
収納率の関係では苦小牧市が全体10市中4位、滞納分については1位ということで、一生懸命努力されているなど敬意を表したいと思っておりますが、今後も税の公平負担という観点からぜひご尽力いただければと思います。

渡邊会長 新谷委員からの要望ということなのでこれからも引き続き頑張ってください。他にご意見、ご質問はございませんか。

佐藤委員 収納率が毎年若干上がっていますが、何か取り組みを行っているのでしょうか？具体的にどのような取り組みなんでしょうか？

- 青木副主幹 資料1の8ページにもありますが、収納率向上の取り組みの中で、特に重点的に早期電話催告による対応や口座振替への促進により納付忘れを無くしていくよう取り組んでいます。また、毎月研修会を行い収納担当職員の意識向上に取り組んでおります。
- 佐藤委員 わかりました。これからもよろしくお願いします。
- 野村委員 特定健診に関して質問させていただきます。特定健診とがんの検診を一緒に受けると、助成を受けることができるとお聞きしました。特定健診の受診率というのは上がっているのでしょうか？
- 長崎課長 特定健診の受診率につきましては、昨年度とほぼ同様の35%前後の受診率となる見込みです。
事業の概要と経緯について説明させていただきますと、平成30年度から特定健診を受けていただいた方に対し、がん検診の費用を申請により助成するという事業を行ってまいりましたが、今年度からは「タダとく健診」という名称でもう一段階充実させまして、特定健診とがん検診を一緒に受けた場合は、がん検診の受診費用がその場で支払いが不要となる事業を行っており、相乗効果を狙って受診率向上を促しているところであります。
- 佐藤委員 資料1最後の8ページの保健事業の取り組みということで、生活習慣改善に関する出前講座の実施についてですが、どのような場所で行われているものですか？町内会などから依頼するのでしょうか？
- 長崎課長 町内会や民間企業等の団体から依頼をいただいています。健診を受けていただくために、生活習慣を見直していただき、生活習慣病を予防するといった内容で行っております。また、健康支援課で行っている市民健康教室の中でも、生活習慣の改善に取り組むために、特定健診を受診するよう促すといった内容で啓発を行っております。
- 佐藤委員 それらは年に何回くらい行われていますか？
- 長崎課長 市民健康教室は年に10回程度です。出前講座につきましては年に10～15件くらいの依頼をいただいております。
- 佐藤委員 思ったより開催回数が多いんですね。わかりました。
- 渡邊会長 それでは、協議事項第1号「市長からの諮問事項について」事務局から説明願います。

片原部長

協議事項第1号 市長から諮問をさせていただきました「苫小牧市税条例の一部改正について」を御説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

今回提案させていただく国民健康保険税課税限度額の引上げについてですが、現在苫小牧市では、平成30年度から令和元年度の2カ年で合計8万円の引上げを行い、課税限度額は89万円となっております。この89万円というのは平成29年度段階での法定限度額であり、国はその後平成30年度で4万円、令和元年度で3万円、2カ年で計7万円引上げたため、苫小牧市と国の限度額には7万円の乖離が生じております。平成30年度から行われている国保都道府県化において、市が北海道に納める国保事業費納付金は法定限度額を基準に積算されます。法定限度額に達していない場合、税収が不足します。その分税率を上げて低・中間所得者層の負担を増やして補填しなければなりません。こうした、法定限度額とのかい離により生じる低・中間所得者層への影響の回避を図るとともに、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を改正したいと考えております。

引上げの期間及び金額につきましては、令和2年度で4万円、令和3年度で3万円の引上げを行い、段階的に実施したいと考えておりますので、この件について委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

それでは内容の詳細につきまして、国保課長より説明いたします。

長崎課長

私の方からは議案の5・6ページと、別冊資料2を用いて説明させていただきます。議案の5ページ目をご覧ください。

最初に改正の内容でございますが、苫小牧市国民健康保険税の課税限度額につきまして、苫小牧市税条例第137条第2項「基礎課税額」を、現行54万円から法定限度額の61万円に改正するものでございます。この改正に伴いまして、第146条の国民健康保険税減額の規定に定める上限額についても当該改正額に改めるものでございます。この改正案は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度および令和3年度の2カ年において、段階的に実施いたします。年度ごとの引上げ額ですが、令和2年度においては、基礎課税額を4万円引き上げ58万円となり、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額を合計し93万円とし、令和3年度は、基礎課税額を3万円引き上げ61万円、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額を合計すると、改正後の額である96万円とするものでございます。

次に、国の課税限度額の経過でございますが、国は所得に応じた負担の公平性を確保するため、平成30年度に4万円、令和元年度に3万円引き上げ、合計で96万円といたしました。本市における課税限度額の経過と改正の理由でございますが、先ほどの部長からも説明がありましたように、本市の課税限度額は法定限度額と7万円の乖離が生じております。

このまま改定しない場合は、北海道へ納付金を納めるために税率を上げて低・中間所得者層の負担を増やして補填しなければなりません。こうした、法定限度額とのかい離により生じる低・中間所得者層への影響の回避を図るとともに、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を改正したいと考えております。

次に別冊資料2の2ページ目をご覧ください。

今回の改正により影響を受ける限度額超過の世帯数の推移と調定額の増額見込みでございます。現行の89万円にて限度額超過となっている世帯数は、基礎分が203世帯、支援分が211世帯、介護分が80世帯でございます。令和元年度当初賦課時点での試算でございますが、今回の改正案により、限度額を96万円とした場合、超過世帯数は基礎分で147世帯となり、調定額は約1,197万円増額する見込みとなります。限度額に達する所得額の目安でございますが、モデルケースとして40歳以上の介護該当の夫婦と子ども一人の三人世帯、収入は夫の給与収入のみの世帯で試算してございます。基礎分、支援分、介護分とそれぞれの税率が異なるため、限度額に達する所得は異なりますが、現行の限度額89万円に達するのは、このケースでは、給与収入で約868万円以上（所得661万円以上）の世帯でございます。また、限度額96万円に達するのは給与収入約917万円以上（所得706万円以上）の世帯となります。

3ページ目をご覧ください。

右側に限度額改定のイメージ図を載せております。先ほどもご説明いたしましたが、限度額の改定を行わない場合、①のように税率を上げることで広い所得者層に負担を求めることとなり、低中間所得者層の負担も増えることとなりますので、②により課税限度額を改定することで低中間所得者層の負担に配慮させていただきたいと考えております。

議案の6ページ目をご覧ください。

最後に、令和元年度の道内他市の課税限度額の状況でございますが、5にありますように、限度額合計で法定と同額の96万円が、35市中26市、93万円が8市となっております。89万円は本市1市で、道内では一番低い額となっております。

以上で、苫小牧市税条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

渡邊会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

渡邊会長

では委員の皆様が意見を準備されている間に、私からご質問させていただきます。

1つ目は資料2について、課税限度額を改定する理由は書いてある通りですが、平成30年度の都道府県化によって北海道と苫小牧市は密接な関係となっていくと思いますので北海道の財政状況と苫小牧市の動き、イメージ、財務状況が分かるような資料が必要だと感じました。課税限度額を改定する理由はわかりましたが、都道府県化により以前とは状況が変化しているため、北海道とは切っても切り離せない関係になっていると思います。そこで北海道の動きがもう少し知りたいと思います。

2つ目に課税限度額を2年間で段階的に上げるというのは、激変緩和や負担軽減という意味でしょうか？法定限度額に達するまでは財源が不足するので基金を取り崩すと思います。基金の取り崩しのシミュレーションは行っているのでしょうか？ご説明をお願いいたします。

長崎課長

まず、1つ目に北海道の財政状況についての説明ですが、会長が仰る通り、北海道との関係が密接になっていますが、今回の配布資料だけでは北海道との関係性が分かりづらいことから、次回以降の資料につきましては、北海道との財務状況のつながりが見える資料を作成してご説明したいと思います。

- 片原部長 補足させていただきます。国の課税限度額については平成22年度くらいから徐々に上げてきていて、苫小牧市の収支についてはずっと赤字だったものが平成23年度くらいから黒字になり、基金が積み上げてきている状況です。当時、私が国保の担当課長だった頃に、国の課税限度額の引き上げに伴い、苫小牧市の課税限度額の引き上げを提案する際の説明について、黒字なのになんで課税限度額を上げるんだということになり、なかなか課税限度額を上げる説明が苦しいという経緯がありました。よって、当面黒字の状況が続く間は課税限度額の引き上げを見合わせようという動きがありました。それに伴い国の課税限度額と乖離が生じたという経緯がございました。
- このように国との課税限度額の乖離がある場合、経営姿勢を問われることになり、法定限度額まで上げなくても運営できているのであれば、国から補助金を減らされるペナルティを受けるということになっておりました。こうしたペナルティの影響が大きいことから、法定限度額に合わせるように課税限度額の改定を行ってききましたが、国が法定限度額を毎年の様に4万円ずつ上げていることを考慮すると国の法定限度額の上げ幅を超える改定を行うことは市民負担が大きいだらうと考え、法定限度額の上げ幅に基づき苫小牧市の課税限度額の上げ幅を決めている経過がございます。よって、国の上げ幅4万円を超えないよう2カ年で改定すべきと考えております。
- 長崎課長 2つ目のご質問に関してでございますが、基金全体の取り崩しについては、都道府県化に伴いまして、給付費に関しては北海道が全額負担する一方、納付金を納めるために保険税を集めるといったこととなります。納付金額については前年の給付費等の影響をもとに単年ごとに試算されますので、納付金額の試算ができない状況では基金全体の取り崩しについてのシミュレーションは難しいところでございます。
- 渡邊会長 基金全体の取り崩しではなく、法定限度額との差額7万円については2カ年をかけて対応するため、不足分は基金を取り崩すかと思えます。2カ年かけることにより発生する不足分に関する基金取り崩しのシミュレーションはできているのでしょうか。
- 長崎課長 課税限度額を2カ年かけることにより発生する不足分の基金取り崩しにつきましては、令和2年度は約400万円程不足が見込まれるため、基金を取り崩す予定でございます。
- 渡邊会長 わかりました。都道府県化によって北海道とのつながりや財政状況が変わったので、委員の皆様の理解がなかなか難しいとは思いますが、事務局のほうで次回以降の資料作成に工夫をお願いしたいと思います。
- 私からもう一つ質問させていただきます。都道府県化に伴う納付金について、北海道から中・長期的な見込は示されているのでしょうか？
- 長崎課長 北海道から3年ごとに国保の運営方針が示されておりまして、次回は令和3年度頃となります。よって、納付金の中・長期的な見込みについては示されていない状況です。
- 渡邊会長 わかりました。ありがとうございました。
- それでは、議論をつくしたものと思われまので、このことをもちまして答申したいと思います。
- 事務局の方で文案がありましたら、読み上げていただけませんか。
- 長崎課長 それでは文案について、私の方からご提案させていただきます。
- 「令和元年8月26日付で諮問のあった苫小牧市税条例の一部改正について、慎重に審議した結果、改正することが適当であるので答申します。」以上でございます。
- 渡邊会長 皆様、これでよろしいでしょうか。
- 委員一同 (委員の承認)
- 渡邊会長 異議なしということでございますので、この文案を承認いたします。答申につきましては、私が後日、市長にお渡ししたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員一同 (委員の承認)

渡邊会長 その他、事務局から何かございますか。

長崎課長 次回の運営協議会の日程等については、あらためて連絡いたします。例年2月頃を予定しております。

渡邊会長 これをもちまして、令和元年第2回運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。